

留寿都村福祉灯油等助成事業の実施について（お知らせ）

生活不安の解消と福祉の増進を図ることを目的として、村内に居住する「ひとり暮らし高齢者世帯」等であって、令和2年度の村民税が非課税である世帯に対し、冬期暖房燃料費用の一部について以下のとおり助成を行いますのでお知らせいたします。

なお、事業の対象と考えられる世帯に対しましては、後日、個別に連絡させていただきます。

● 対象世帯

令和2年12月1日を基準日として、本村の住民基本台帳に登録され、現に居住している次に掲げる世帯であって、令和2年度の村民税が非課税である世帯となります。

◆ ひとり暮らし高齢者世帯

70歳以上の者1人のみで構成する世帯

※ 配偶者等が3月以上の長期入院、施設入所等により生活実態がひとり暮らしである世帯も対象となります。

◆ 重度心身障害者のいる世帯

□ 知的障害者世帯

障害の程度が療育手帳交付区分Aランクの方がいる世帯

□ 身体障害者世帯

身体障害者手帳等級1級及び2級の方がいる世帯

□ 精神障害者世帯

精神障害者保健福祉手帳等級1級の方がいる世帯

◆ ひとり親世帯等

いわゆる母子家庭、父子家庭又はこれに準ずる世帯

裏面もごらんください



● 対象世帯から除かれるもの

上記までに該当する世帯であっても次に該当する場合は、対象世帯から除かれます。

- ◇ 生活保護世帯である場合
- ◇ 事実上他の世帯に扶養されている場合
- ◇ 申請の日において、社会福祉施設等に入所しているため事実上不在である場合
- ◇ 申請の日において、転出又は死亡している場合
- ◇ 申請の日において、長期入院により、基準日以降引き続き1月以上の不在期間がある場合
- ◇ 住民税を滞納している場合
- ◇ その他これに準ずる場合

● 助成額

1世帯当たり10,000円を助成します。

● 申請方法等

申請期間 令和3年1月12日（火）から令和3年1月29日（金）まで

（来庁が大変な方は、お電話ください！）

- * 役場に来るのが大変な方は、令和3年2月1日（月）から12日（金）までの間に、職員の方よりご自宅を訪問させていただき、申請をいただきますので、役場住民福祉課まで電話連絡をお願いします。
- * 令和2年1月2日以降に転入された方は、前住所地の市町村民税非課税証明書等が必要になります。

● 照会先

詳しくは、役場住民福祉課（☎46-3131）までご照会ください。